

第2期北海道障がい者基本計画の目標及び体系

(1) 計画の目標

障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として、北海道における障がい者施策の一層の促進を図ります。

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援や障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制^{*5 *6}や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会を構成する一員として、町内会などの住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化・サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、本道の地域特性を踏まえた取組を促進します。

(2) 計画の体系

